

## IX. インターネット（続き）

### I. 情報通信産業（インターネットを含む）における公平・公正競争

#### 1. 公平・公正競争（一般）について

##### a. 意義と必要性

個人・個別企業の潜在力を発揮  
ユーザに最大の便益を与える者に報酬を与える  
新技術の開発・採用、経営改善の誘因を与える  
経済発展・生活向上の基盤

例：資本主義と社会主義

（日本の）競争産業と規制産業

##### b. 要件

公平・公正な競争環境（level-playing field）  
新規参入・退出の自由  
情報公開（原則公開、非公開は明確な理由がある場合だけ）  
事業活動における自由（規制は明確な理由ある場合だけ）  
市場独占（競争制限、内部補助）の非存在

#### 2. 情報通信産業における公平・公正競争の阻害要因について

##### a. 過度の規制（規制緩和の必要）

###### (1) 発生理由

歴史的経過

かつては必要な規制が無用・有害になる

過去の「政府独占」要因が残っている

規制当局と既存事業者の結合

新規参入阻止等による利益擁護

「過度競争は望ましくないのか？」

規制当局自体による自身の利益追求

規制権限の不当な利用

###### (2) 問題点

必要な規制と不要・有害規制が隣り合わせ

産業成長にともなって規制の必要が増し、規制当局の「能力」が

不足になりがち

公平・公正競争の進展は一方で規制の必要を生じる

**b. 独占**

(1) 種別

生産物・サービス市場の「供給独占」  
標準方式の普及にともなう「プラットフォーム」独占  
ユーザ・アクセス手段の稀少性に基く「ボトルネック独占」  
(公的) スペース資源の供給が限られていることから生ずる「インフラ独占」

(2) 問題点

通信・放送事業はかつては国営独占であった  
競争、民間企業の参入が少しずつ進んだ  
現在はまだ変革途中

**3. 情報通信産業の構造（業務・サービス区分）と公平・公正競争**

**a. アナログ時代の産業構造**

物理的メディアと情報コンテンツが一体化  
放送  
電話・電報  
パッケージ型（書物、写真、フィルム、ビデオカセットなど）

**b. 水平構造**

情報通信ネットワークの水平方向への拡がりに着目（アナログ、デジタル両システムに共通）  
市内・市外電話の区別  
アクセスと中継の区別

**c. 垂直（上下）構造**

最終消費者が支払う価格の「付加価値」への分割に着目（デジタルシステムで顕著になった）  
インフラとネットワークとコンテンツの区別  
メディアとコンテンツの区別

**d. なぜ上下分離が望まれるのか（？）**

デジタル技術の発展によって上下分離の可能性が生じた（上下分離のコストが大幅に低下した）  
上下分離を活用して分業と専門化の利益を実現する機会が生じた

この利益に拠る新規参入・新規事業が続出  
しかし旧来の産業形態がこれを拒んでいる  
とくに規制による「保護」、上下統合による「内部補助」が競争を阻害  
——新しい発展の可能性を抑止している

e. 「インフラ独占」と上下分離

通信・放送インフラは、「公的空間（電波、土地など）」の使用が必須であることから、本来的に独占要因を持っている。また、歴史的経過から、公的空間に準じる設備（トンネル、とう道、管路、電柱など）が果たしている役割が依然として大きい。

この状態で公正・公平競争を実現するには、独占要因を持つインフラ部分と、独占要因を持たないそれ以外の部分を「上下分離」して、それぞれ別個の事業体で運営する必要がある。インフラ部分を供給する事業体（「インフラ供給公社」）については、それが保有する独占的価格形成能力を規制し、「価格設定者 (price maker)」でなく、「価格受容者 (price taker)」として行動させる必要がある。

事業体の分離が困難である場合でも、これに準ずる会計分離と内部価格の設定、内外無差別の原則を設定することが望ましい。

4. ケース・スタディ

a. NTTの光ファイバの「開放」の問題

(1) 時期

2003年春ごろから

(2) 内容

NTT東日本・西日本が建設した光ファイバ通信設備（ダークファイバ、つまり「光ファイバを使う通信サービス」ではなく、物理的設備だけ）を、NTT以外の事業者にも、NTT内部への供給と同等の条件で供給する義務をNTTに課するか否か。

(3) NTTの主張

光ファイバ設備は、NTTが民営化以後に自己資金で建設してきた。また他事業者も同様に光ファイバを建設している。NTTのみに特別の「開放義務」を課することは不当。

(4) NTT以外の事業者の主張

NTTは依然として加入者アクセスサービスの大部分を供給し、また市場シェアも大きい「支配的事業者」であり、特別の「開放義務」を負うのは当然。また実際問題として、NTTが光ファイバを開放し

なければ、多数の通信事業者によるブロードバンド事業が成立しなくなる。

(5) 本講義の立場

- (a) NTTの光ファイバは、民営化後のNTTの事業努力だけで建設されたものではなく、民営化以前の「資産」(NTTが民営化時に公社から無償で受け継いだ国有資産、および公社として独占的立場に立ってユーザから徴収した加入料等によって建設した資産)に依存しており、光ファイバから生ずる「利益」はNTTの株主のみに帰属されるべきものではない。

具体的には、公社時代から保有しているトンネル、電柱などのインフラがこれに当たる。また光ファイバが、同じく公社時代からの電話回線(より対線、同軸ケーブル)の原価償却費によって建設された事実も考慮されるべきである。

- (b) NTTの光ファイバに「開放」義務を課すか否かは、それが「公正・公平競争環境下にあつて建設されたインフラ」であるか否かによって定められるべきである。具体的には、光ファイバを建設するために必要となるスペース、施設が、公正・公平にオープン供給されているか否かが問題である。

(6) 現行法、現状

現行法は上記についてあいまい。また本問題は、総務省「研究会」において非公式に検討中(?)

**b. NTT 設備・回線への「接続料」の問題**

(1) 時期

1998年ごろから。2003年度に入って、接続料「引上げ」が問題となった。

(2) 内容・現状

NTT東日本・西日本は、その保有する通信回線設備を開放し、他事業者からの「接続要求」に応える義務を持つ。そのためにNTTに支払われる「代価(接続料単価)」は、原則としてNTTによる建設費を(たとえば加入者数、アクセス回数等の)「使用度数」によって除した値に基いて計算されるよう定められている。これまで接続料等単価は引下げられてきたが、最近に到り固定電話への需要が減少したため、結果的に単価が引上げられることになった。

(3) NTTの主張

接続料の計算は、かねて定められた方式にしたがっておこなうべき

である。固定電話への需要が減少しているのに、従来のトレンドを追って単価を引下げたのでは、NTTの経営が行き詰る。

(4) 他事業者の主張

接続料の引下は、通信産業における競争推進という政策に沿うものであり、その引上はこの方針に反する。従来の算定方式を変更し、接続料単価の引下げ、少なくとも維持が望ましい。

(5) 本講義の立場

(前項光ファイバと同じ)

**c. JR 駅構内における屋外 LAN 用電波の「開放」の問題**

(1) 時期

2002-2003 年。2003 年 2 月に総務省紛争裁定委員会で裁決。

(2) 内容

新興の無線 LAN 事業者 MIS 社が、東京都内 JR 駅（東京駅ほか数駅）構内に、同社による屋外無線 LAN（インターネット無線アクセス）サービスを提供するためのアンテナ等設備を構築することを希望したが、JR 東日本はこれを拒否。また紛争裁定委も JR の主張を支持した。

(3) MIS の主張

MIS は第 1 種通信事業者として、通信目的のために他者所有の土地等の上に通信設備を構築する権利（公益事業特権）を持っており、これを行使したい。

(4) JR の主張

「公益事業特権」は、通信等に必要不可欠な通信回線・経路を確保するための権利であり、MIS の要請はこれに該当しない。また、JR は自ら屋外無線 LAN 設備を駅構内に建設する計画を持っており、これと競合する他社の設備を受け入れることはできない。

(5) 現行法

本件について電気通信事業法はあいまい（解釈によって結論が変わる）。電波法にも特段の定めはない。

(6) 本講義の立場

本件は、公共事業特権の 1 ケースではなく、より基本的な電波利用権の問題として考えるべき。一般に土地の所有者（土地上の物理スペースの利用権者）が、その土地での電波の利用権を自動的に持つように法定することは、電波利用効率増進のために望ましくない。特定の場所の土地スペースの利用と電波（スペース）の利用は、そ

れぞれ別個に（独立して）定められるべきである。

その上で、電波を通信インフラの1種として捉えるのであれば、そのオープン供給が保証されることが必要である。これに基づき、「電波利用のための土地スペース利用権（アンテナ建設権）」を設定することが望ましく、また実状にも合致している。

図1. 通信・放送における情報伝送の階層構造（レイヤー構造）

サービス種別	インターネット	電話（固定・移動）	放送	供給形体種別 (目標)
コンテンツ	Eメール、WWW	(電話・F a x 内容)	放送番組	競争領域
ネットワーク	IP パケット伝送 ④	音声型伝送	放送	
媒体	電流、光 ③	① 地上電波 (アンテナ)	② 衛星用電波	
	銅線、同軸ケーブル、 光ファイバー	地上電波 スペース	トランス ポнда	
スペース・設備	共同溝、とう道、下水溝、 管路、電柱間スペース、 鉄道・高速道路脇スペース		衛星	衛星用電波 スペース、 衛星軌道 スペース
	地上・地下・海底スペース			
インフラ種別	有線インフラ		無線インフラ	

図2. 上下分離体制下の情報通信産業構造（通信と放送の融合）

事業等種別	経済主体とその種別		供給 形体 種別
最終需要	消費者、一般企業、政府・自治体・公益団体		
コンテンツ供給	コンテンツ作成・供給事業者（新聞、出版、音楽・映像作成、通信社、プロダクション、広告等）	Web、メール	競争 領域
情報伝送	ネットワーク事業者（放送型、電話（広・狭帯域）型、専用型、アクセス型、バックボーン型、インターネット型等） [接続・アンバンドル規制?] [放送型の集中排除規制?]  <「三原則」による供給>		
インフラ供給	情報伝送インフラ供給 <b>公社</b> （有線インフラ、無線インフラ） [ユニバーサル・サービス?] [インフラ先行建設?]		独占 供給 領域